

第 3 3 回「食品の表示に関する共同会議」議事概要

1 . 委員の出欠

岸座長代理、小笠原委員、松岡委員が欠席。

2 . 概要

< 議題 1 について >

事務局より資料 1 について説明。

坪野委員：検討項目 2 の方向性(案) にある「ブレンド米については、
○割等」の「等」の意味を明確にして欲しい。1 / 3 等の分数でも
良いということか。

事務局（箴島）：割合のみでなく、分数表示も一つの表示法として考え
られる。

神田委員：今回の議論は 4、5 月の意見交換等を踏まえているとのこと
であるが、現状について補足説明して欲しい。

また、検討項目 2 の は良いが、 についてははっきりと結論
はでなかったのではないか。これまでの議論を踏まえた事務局の
考え方について説明していただきたい。

さらに、資料には検討項目 3 の規制改革会議による答申を受け、
「事務局としては幅広い関係者の意見を聴いた上での整理が必要
であると考えている」とあるが、幅広い関係者とは具体的にはど
のような関係者を指すのか。

増田委員：検討項目 3 についてであるが、米の表示は分かりにくく、ま
た、偽装も多いと感じる。農産物検査制度については見直しの時期
であるのか等、現在どういう節目なのか簡単に説明していただきた
い。

事務局（箴島）：神田委員からご質問の 4、5 月の意見交換等の内容に
ついては、手元にないため、別途ご連絡することとしたい。

また、1 / 3、2 / 3 等の分数の表示については、消費者の誤認し
ない方法を幅広く検討した中で一つの表示方法として挙げたも
のである。「幅広い関係者」についてはブランド化、広域農業経営、

高付加価値といった観点から(社)日本農業法人協会のご意見を伺うことを考えているが、それ以外に優良な事例についてのご意見を伺うことを検討したい。

農産物検査については、第31回共同会議資料4にある通りである。(第31回共同会議資料4に基づき農産物検査の役割について説明。)

門間委員：検討事項2の%表示の廃止については賛成できるが、「単一原料米」との表示に変えても同じなのではないか。単一原料米の定義は何か。また、先ほどの「等」についてだが、これまで他の品質表示基準では1/3等の分数表示は認めていなかったと思うが、今後、認めるということか。

事務局(箴島)：単一原料米の定義については、単一原料のみを使用している、という意味である。

分数表示についてはご指摘の通り、現在認めていないが、消費者が誤認しない表示方法を幅広く議論した中で挙げたものである。次回までの課題としたい。

渡邊委員：意図せざる混入についてであるが、種子の段階で混入率の基準はあるのか。また、運用上はトレーサビリティのみを行うのか、遺伝子検査等を併用するのか。

事務局(箴島)：種子段階のコンタミの基準はないと認識している。意図せざる混入については、農産物検査で担保するか表示で担保するかということかと思う。

DNA検査については検討項目3の中で検討を深め、次回の共同会議に案をお示ししたい。

門間委員：米農家は零細なところが多いと思うが、DNA検査を義務付けるとなればただでさえ高い米の値段がさらに高くなるおそれがある。流通過程の表示には科学的厳密性より社会的蓋然性を求めるべきである。

神田委員：その場合には信頼度もセットでの検討をお願いしたい。

増田委員：門間委員及び神田委員のお話を聞いていて思ったが、米の偽装はなかなかなくなる。米関係者はそんなに厳密には考えておらず、1粒でも混入していれば分かるDNA検査があるから悪い、という声も聞く。消費者は何を信じれば良いのか。この問題については、細かく検証する必要がある。

事務局（箴島）：ご指摘を踏まえ、十分に検討した上で、第３４回の共同会議にお諮りしたい。

座長：検討事項１及び４については特段の御意見なし、検討事項３については今後の整理、検討事項２については異論なしということで承認いただけるか。

（異議なし）

< 議題２及び議題３について >

事務局より資料２及び資料３について説明。

神田委員：資料２にはケーススタディとして米国の例が挙げられているが、１頁目の２「一定期間」とは今回の場合、どの位か。また、米国が遺伝子組換えばれいしょの栽培を再開した場合には情報を必ず入手できるのか。

事務局（箴島）：遺伝子組換え種イモ栽培面積が０になった２００２年から５年が経過していること、凍結効果及び転作等により遺伝子組み換えばれいしょが存在する可能性が低いと考えられる。米国が遺伝子組換えばれいしょの栽培を再開する場合には、企業は売込みを行い、また、日本で流通させるためにはカルタヘナ法及び厚生労働省での食品衛生法上の安全性審査を経る必要があるので、情報をもたらすことはない。

門間委員：種イモとは日本でいう原種のことか、原々種のことか。

事務局（箴島）：原種のことと認識している。

門間委員：それでは原々種はどこかにあるということか。ばれいしょの場合は、種イモから実際の商業栽培まで何年もかかる。私が調査を行った時にも商業栽培を行っていないことは確認できたが、企業は原々種を保持していた。企業としてはいつでも栽培できる状態なのか、世代を経る必要があるのか等は確認したのか。

事務局（箴島）：原種については破棄、原々種についてはモンサントがパテントを有しており、すぐに流通可能な状況ではないと認識している。

門間委員：フリーマーケットに流れていると聞いたことがある。

事務局（箴島）：アイダホ大学とＮＰＯ法人が分析を行ったところ、遺伝子組換えばれいしょは検出されなかった。また、ばれいしょの加

工工場でも分析を行ったが、遺伝子組換えばれいしょは検出されなかったとの説明を受けている。

坪野委員：商業栽培していない国からのものは、ＩＰハンドリングをしなくても「遺伝子組換えでない」と表示ができるということか。また、今後、米国からのばれいしょはＩＰハンドリングを行わなくても、「遺伝子組換えでない」との表示ができるということか。

事務局（箴島）：その通り。

門間委員：資料の２頁目には「遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が生ずる日本の港に入った段階以降において、ＩＰハンドリングが必要となる」とあるがこれまでは証明書を必要としていなかったが、今後、証明書を要求するということか。

事務局（箴島）：そうではなく、従来の輸入に際する考え方と同様の整理をしたものである。

門間委員：当該国の公的機関により、当該遺伝子組換え農産物の商業栽培が行われていないことを一社が確認すれば、他社も援用できるのか。

事務局（箴島）：多くの企業に無駄なことをさせないように運用する。

門間委員：外国から遺伝子組換え農産物を栽培している旨の通知はあるのか。米国とＥＵ以外は遺伝子組換え農産物の栽培の実態は分からず、メーカーとして苦慮している。当該国の公的機関から栽培をしていない旨の公的文書は出るとのことだが、栽培している旨の公的文書はないのか。

事務局（箴島）：日本ではカルタヘナ法及び厚生労働省での食品衛生法上の安全性審査が必要となる。また、米国であればＦＤＡによる審査を受ける必要がある。（独）農林水産消費安全技術センターによるモニタリング検査を行い輸入品に遺伝子組換え農産物が含まれていないかも調査している。

坪野委員：「遺伝子組換えでない」と任意表示をするにはＩＰハンドリングが条件であると読めるがどうか。

事務局（箴島）：従来から遺伝子組換え作物の商業栽培を行っていない国に対してはＩＰハンドリングを必要としておらず、その考え方に合わせたものである。

米谷委員：試験法を作る立場からであるが、中国からのビーフンで安全性未承認の遺伝子組換え米が検出されたが、農林水産省で遺伝子組

換え関係の情報があれば厚生労働省に提供していただきたい。特に、中国及び南米での情報が少ない。

事務局（箴島）：幅広く情報提供を行い、協力していきたい。

< 議題 4 について >

事務局より参考資料 1 及び参考資料 2 について説明。

門間委員：参考資料 7 頁の P C R 分析で豚が検出されたとあるが、これは食材からではなく、添加物由来の物の可能性もあるのではないか。

事務局（箴島）：確認の上、委員の皆様に連絡したいが、添加物由来の物は入っていないと聞いている。

座長：意見がないようなので、本日はこれをもって閉会としたい。

3 . 今後の予定

次回、第 3 4 回食品の表示に関する共同会議は、11 ~ 1 月に開催の予定。

以上